

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人日本学生支援機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

日本学生支援機構は、国が中期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき、奨学金事業、留学生支援事業、学生生活支援事業を通じて次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な優れた人材を育成するとともに、国際理解・交流を図ることにより、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする。

上記目的の趣旨から、当法人の役員報酬の水準については、国家公務員の指定職俸給表の給与水準を考慮して設定している。理事長については、指定職俸給表4号と5号の間、理事については、指定職俸給表2号と4号の間に設定している。

② 令和5年度における役員報酬についての業績反映のさせ方（業績給の仕組み及び導入実績を含む。）

期末特別手当の額は、「役員給与規程」において、文部科学大臣が機構に対して行う業績評価の結果を勘案し、理事長が、その者の職務実績に応じ、100分の10の範囲内でこれを増額し、または減額することができると規定している。

③ 役員報酬基準の内容及び令和5年度における改定内容

法人の長

法人の長の報酬は、俸給、地域手当、通勤手当及び期末特別手当から構成されている。
なお、令和5年度においては改定していない。

理事

理事の報酬は、俸給、地域手当、通勤手当及び期末特別手当から構成されている。
なお、令和5年度においては改定していない。

監事（非常勤）

非常勤監事の報酬として、非常勤役員手当を支給している。
なお、令和5年度においては改定していない。

2 役員の報酬等の支給状況

役員報酬等の支払状況					令和5年度年間報酬等の総額			就任・退任の状況		前職
役名		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任				
法人の長	千円	千円	千円	千円						
	18,226	10,836	5,189	2,200 (地域手当) (通勤手当)						
A理事	千円	千円	千円	千円				R5.8.7	◇	
	6,949	3,646	2,620	683 (地域手当) (通勤手当)						
B理事	千円	千円	千円	千円				R5.8.8	◇	
	10,840	6,646	2,778	1,416 (地域手当) (通勤手当)						
C理事	千円	千円	千円	千円						
	16,778	9,648	5,082	2,048 (地域手当) (通勤手当)				R6.3.31	※	
D理事	千円	千円	千円	千円						
	17,038	9,648	5,082	2,309 (地域手当) (通勤手当)					※	
E理事	千円	千円	千円	千円						
	16,872	9,648	5,082	2,143 (地域手当) (通勤手当)					◇	
A監事 (非常勤)	千円	千円	千円	千円						
	1,440	1,440	0	0 (地域手当) (通勤手当)						
B監事 (非常勤)	千円	千円	千円	千円						
	204	204	0	0 (地域手当) (通勤手当)						

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後
独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

注3:千円未満四捨五入で記入しているため、法人の長、D理事及びE理事の総額と内訳の合計が
一致しない。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

日本学生支援機構は、奨学金事業、留学生支援事業、学生生活支援事業を通じて、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な優れた人材を育成するとともに、国際理解・交流を図ることを目的としている。

当法人の長は、これらの事業を実施するにあたり、各大学と連携しつつ学生を支援するための高いリーダーシップが求められ、特に奨学金事業に関しては金融に関する深い知見も求められる。

法人の長の報酬等の支給の基準は、独立行政法人通則法において、国家公務員の給与等を考慮して定めることとされていることから、当法人の長の報酬水準については、職務内容・職責に近い国家公務員指定職俸給表4～5号俸の間(本省局長級)とし、さらに、国家公務員指定職の給与改定が行われた際には同様の改定を行うこととしており、妥当と考える。

理事

当法人の理事は、各担当の事業を実施するにあたり、各大学と連携しつつ学生を支援するための高いリーダーシップが求められる。

法人の理事の報酬等の支給の基準は、独立行政法人通則法において、国家公務員の給与等を考慮して定めることとされていることから、当法人の理事の報酬水準については、職務内容・職責に近い国家公務員指定職俸給表2～4号俸の間(本省審議官級)とし、さらに、国家公務員指定職の給与改定が行われた際には同様の改定を行うこととしており、妥当と考える。

監事(非常勤)

役員の俸給額については、国家公務員の指定職相当と比べて低い金額となっており、適正水準であると考ええる。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や参考となる国家公務員との比較などを考慮すると、法人の役員の報酬水準は妥当であると考ええる。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。

4 役員の退職手当の支給状況(令和5年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	千円 該当者なし	年	月			
C理事	千円 8,075	年 8	月 0	R6.3.31	1.0(仮)	※
監事 (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			

注1:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

注2:C理事の支給額は、当該役員が在職した期間の業績勘案率が決定されていないため、「暫定的な業績勘案率(1.0)」により算出している。

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事	仮支給のため該当なし
監事 (非常勤)	該当者なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

期末特別手当の額は、「役員給与規程」において、文部科学大臣が機構に対して行う業績評価の結果を勘案し、理事長が、その者の職務実績に応じ、100分の10の範囲内でこれを増額し、または減額することができると規定している。
引き続き現在の仕組みを継続していく。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

職員の給与水準の設定等については、国家公務員の給与水準に準拠することを基本的な考えとする。

- 国家公務員・・・令和5年度において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額、404,015円となっており、全職員の平均給与月額は412,747円となっている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

勤勉手当の額は、期間中の職員の勤務成績等について、自己評価と複数上司の評価を実施し、これらを総合的に勘案して、増額し、または減額するほか、昇給区分を5段階にして、勤務成績を昇給に反映させている。

③ 給与制度の内容及び令和5年度における主な改定内容

- 本機構の給与制度は、日本学生支援機構職員給与規程に則り、俸給及び諸手当(役職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当)としている。なお、役職手当について、国の支給水準を参考に支給額の見直しを行った。
- 一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、12月に以下の措置を講ずることとした。

令和5年度俸給表の改定(令和5年4月に遡って実施)

一般職俸給表、教育職俸給表、任期付一般職俸給表、任期付教育職俸給表において、改定を行った。(対象:1級～10級職員 平均改定率:1.1%)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和5年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	339	45.3	7,395	5,396	208	1,999
	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	329	45.2	7,355	5,367	209	1,988
教育職種 (日本語学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	10	49.5	8,723	6,372	171	2,351

在外職員	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
------	--------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 27	歳 50.4	千円 4,866	千円 3,606	千円 225	千円 1,260
事務・技術	人 24	歳 50.8	千円 4,657	千円 3,457	千円 220	千円 1,200
教育職種 (日本語学校教員)	人 3	歳 46.8	千円 6,537	千円 4,804	千円 264	千円 1,733

(年俸制適用者)

任期付職員	人 2	歳	千円	千円	千円	千円
-------	--------	---	----	----	----	----

再任用職員	人 6	歳 64.5	千円 4,611	千円 3,439	千円 255	千円 1,172
事務・技術	人 6	歳 64.5	千円 4,611	千円 3,439	千円 255	千円 1,172

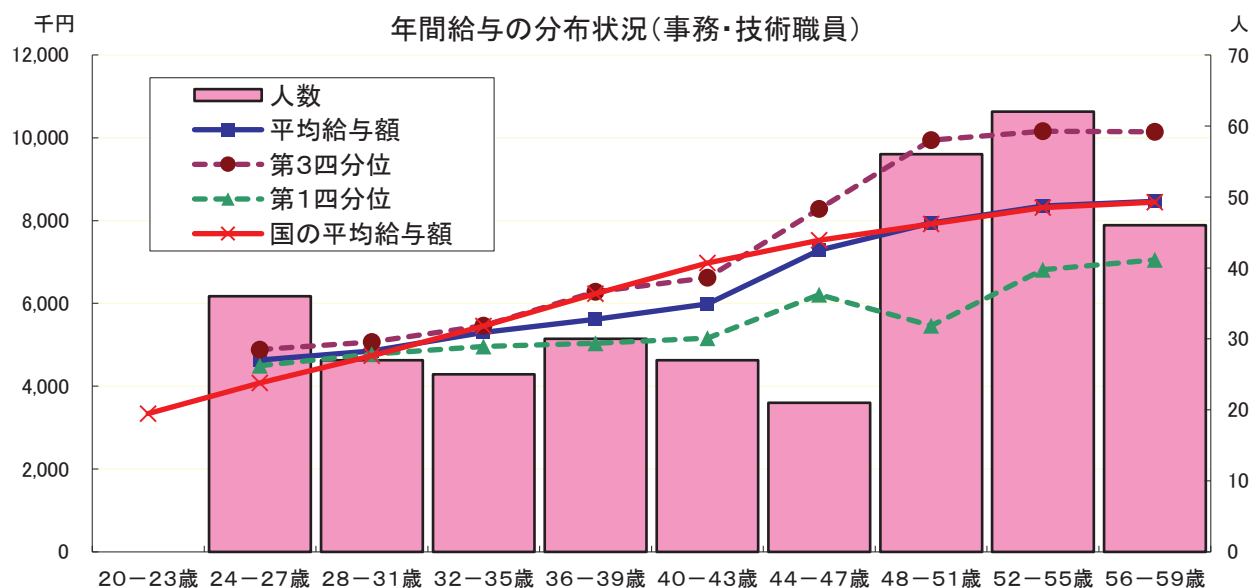
非常勤職員	人 23	歳 50.5	千円 4,394	千円 4,279	千円 149	千円 115
事務・技術	人 6	歳 43.0	千円 4,812	千円 4,697	千円 180	千円 115
教育職種 (日本語学校教員)	人 17	歳 53.2	千円 4,246	千円 4,131	千円 138	千円 115

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除いている。

注2:在外職員については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、記載を省略している。

注3:年俸制適用者については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、記載を省略している。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)
(事務・技術職員職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
代表的職位	人	歳	千円	千円
部長	27	56.6	12,496	14,023 ～ 10,487
課長	48	53.1	9,904	10,527 ～ 7,054
課長補佐	53	50.9	8,032	10,211 ～ 5,462
係長	64	46.6	6,745	8,303 ～ 5,099
主任	113	38.7	5,099	7,569 ～ 4,343
係員	50	41.2	4,496	5,289 ～ 3,949

④ 賞与(令和5年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		43.3	43.5	43.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		56.7	56.5	56.6
一般職員	最高～最低	%	%	%
		58.8～46.7	58.3～46.9	58.5～46.8
	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		52.8	52.6	52.7
一般職員	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		47.2	47.4	47.3
	最高～最低	%	%	%
		57.1～0.0	57.4～0.0	57.2～0.0

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 98.9 ・年齢・地域勘案 88.9 ・年齢・学歴勘案 96.6 ・年齢・地域・学歴勘案 87.3
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	該当なし
給与水準の妥当性の 検証	【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 18.0%】 (国からの財政支出額 388,303,957千円、支出予算の総額 2,166,123,683千円：令和5年度予算) 【累積欠損額 0円(令和4年度決算)】 【管理職の割合 18.0%(事務・技術職員数355名中64名)】 【大卒以上の高学歴の割合 85.9%(事務・技術職員数355名中305名)】 (支出総額 2,054,380,179千円、給与・報酬等支給総額 3,713,700千円：令和4年度決算) (法人の検証結果) 本機構の対国家公務員指数は、年齢勘案、地域勘案、学歴勘案および地域・学歴勘案において国家公務員を下回っている状況にあり、国家公務員と比べ低い水準であるため、改善に向けた取り組みが必要である。 (主務大臣の検証結果) 法人の職員の給与水準は、職務の特性や国家公務員、民間企業の従業員の給与等を勘案し、設定の考え方を明らかにすることが求められており、国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、その合理性及び妥当性について、説明責任を果たすべきこととされている。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)) 当該法人は、国家公務員の給与等を総合的に勘案したうえで、職員の給与水準を設定しており、法人における給与水準の妥当性の検証結果から、適切な対応が執られていると考える。引き続き、職員の処遇に配慮しつつ、適切な給与水準の設定に努めていただきたい。
講ずる措置	国家公務員の給与水準を考慮しつつ、必要な人材の確保に向け、適正な給与水準となるよう努める。

4 モデル給与

(扶養親族がいない場合)

○22歳(大卒初任給)

月額 199,400円 年間給与 3,006千円

○35歳(係長)

月額 278,700円 年間給与 5,921千円

○50歳(課長補佐)

月額 374,400円 年間給与 8,214千円

※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者 6,500円、子1人につき 10,000円)を支給

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

勤勉手当の額は、期間中の職員の勤務成績等について、自己評価と複数上司の評価を実施し、これらを総合的に勘案して、増額し、または減額するほか、昇給区分を5段階にして、勤務成績を昇給に反映させている。引き続き現在の仕組みを継続していく。

Ⅲ 総人件費について

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 3,763,403	千円 3,836,002	千円 3,806,347	千円 3,713,700	千円 3,951,362
退職手当支給額 (B)	千円 316,756	千円 267,671	千円 357,342	千円 134,472	千円 157,200
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,008,747	千円 1,224,509	千円 1,202,426	千円 1,057,669	千円 1,061,516
福利厚生費 (D)	千円 692,995	千円 699,890	千円 731,712	千円 713,330	千円 834,548
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 5,781,901	千円 6,028,072	千円 6,097,827	千円 5,619,171	千円 6,004,626

注：中期目標管理法法人及び国立研究開発法人については中期目標期間又は中長期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。行政執行法人については当年度分を記載する。

総人件費について参考となる事項

- 「給与、報酬等支給総額」：一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、給与の改定を実施したことから、対前年度比6.4%増となった。
- 「退職手当支給額」：定年退職数の増加により、対前年比 16.9%増となった。
- 「最広義人件費」：給与の改定を実施したこと等により、対前年度比 10.7%増となった。

Ⅳ その他

常勤職員の定年年齢は62歳である。役職定年制は設けておらず、60歳に達した以降の職員の給与制度に変更はない。その後、本人が希望する場合は、再任用制度があり、定年年齢は65歳である。
任期付職員及び非常勤職員の定年年齢は65歳である。